

○厚生労働省告示第百六十六号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1のAの2に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第
四項の規定により公表する。

令和元年十一月十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名 称	申 請 者
じゃがいも	ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ボリフラエノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7	J. R. Simplot Company
なたね	除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨクナタネMS11	BASFジャパン株式会社